

定 款

平成26年 4月 1日 制 定

一般社団法人 全国中央市場青果卸売協会

一般社団法人全国中央市場青果卸売協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人全国中央市場青果卸売協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、中央卸売市場における青果物の取引の合理化、市場施設の近代化、青果物卸売業者の経営等に関する調査研究、普及指導等を行い、中央卸売市場及び青果物卸売業の近代化を図ることにより、もって青果物の安定的供給と国民の食生活の安定に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中央卸売市場における青果物の取引の合理化、市場施設の近代化等に関する調査研究及び普及指導
 - (2) 青果物卸売業者の経営等に関する調査研究及び普及指導
 - (3) 卸売市場における青果物の取引の電子化の推進
 - (4) 青果物の流通及び消費に関する情報の収集及び提供
 - (5) 青果物の流通の近代化を図るための方策に関する陳情、請願及び建議
 - (6) 会員相互の連絡協調
 - (7) 青果物の出荷団体、卸売市場関係業者団体、消費者団体等との連絡協調
 - (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会員

(会員)

第5条 この法人は、次に掲げる者であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

- (1) 卸売市場法に基づき、農林水産大臣の許可を受けて中央卸売市場で青果物の卸売の業務を行う者
 - (2) 前号に該当しない者で、設立前において任意団体全国中央市場青果卸売会社協会の会員であった者
- 2 卸売市場法第13条の5第1項の規定に基づき中央卸売市場が地方卸売市場に

転換されたことに伴い、前項第1号に該当しなくなった者については、引き続き、会員となる資格を有するものとする。

- 3 前各項各号の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、会長が別に定める入会申込書に次に掲げる書類を添付して会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 定款又はこれに代わるべき規程
 - (2) 代表者の氏名及び住所を記載した書面
 - (3) その他理事会が必要と認めた書類
- 2 会長は、前項の承認があったときは、その旨を当該申込をした者に通知するものとする。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

- 2 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、会員の脱退の場合においても、これを返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合には、この法人は、その総会の開催の日の14日前までにその会員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、その総会で弁明する機会を与えるものとする。

- (1) この定款その他の規則又は総会の決議に反する行為をしたとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 会長は、除名の決議があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散したとき。

(届出)

第11条 会員は、その名称、代表者の氏名、住所又は定款に変更があったときは、遅滞なくこの法人にその旨を届け出なければならない。

2 会員は、あらかじめ会員の代表者としてその権利を行使する者の氏名及び住所をこの法人に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 第7条の経費の負担額及びその徴収方法の決定又は変更
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 前項の規定により請求があったときは、その請求があった日から20日以内に総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、少なくともその開催の日の2週間前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載して書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、総会において、出席会員のうちから選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の3分の2以上を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面又は代理人による議決権の行使)

第19条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の日の前日までにこの法人に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面をこの法人に提出しなければならない。

4 第1項の規定により行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上25名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、3名を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は総会の決議によって解任することができる。

2 あらかじめ前項の事項が総会の議題となっている場合、この法人は、その総会の開催の14日前までにその役員に対して、その旨を書面でもって通知し、かつ、その総会で弁明する機会を与えるものとする。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会で定める総額の範囲内で、理事については、理事会で別に定める額を、また、監事については、監事の協議で定める額を、それぞれ報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 前条第2項の規定により招集された理事会の議長は、招集した副会長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の

過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(常任理事会)

第34条 この法人に、常任理事会を置く。

- 2 常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及びその他の理事のうちから理事会で選定した常任理事で構成する。
- 3 常任理事会は、必要に応じて会長が招集する。
- 4 常任理事会は、会長の諮問に応じ、協会の業務の運営に関する事項を審議する。
- 5 常任理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 6 前各項に定めるもののほか、常任理事及び常任理事会に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書

(5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

(剰余金の扱い)

第38条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 事務局等

(事務局及び職員)

第39条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、所要の職員を置く。職員は、会長が任免する。
3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(顧問)

第40条 この法人に若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
3 顧問は、この法人の運営上の重要事項について会長の諮問に応ずる。
4 顧問の報酬は、無償とする。

(専門委員会)

第41条 会長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を経て、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員は、専門的な知識を有する者のうちから、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
3 専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法
(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 細則
(細則)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の事務の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、川田一光とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。